商業登記・法人登記入門

TEL:0568-35-7161 FAX:0568-35-7162

第1回

事業計画の立て方~事業計画は必要か

FAX: 052-325-7162 E-mail: astel@mbn.nifty.com

TEL: 052-325-7160

アステル行政書士事務所 代表:丹所 美紀

こんにちは。行政書士の丹所(たんしょ)です。 前回までは自社の隠れた強みを活かした経営、すな わち知的資産経営についてお話しさせていただきま した。今回からは数回にわたり事業計画の立て方に ついてお話させていただきます。

私もよく事業計画書作成のご依頼をいただきます ので、多くの経営者の方とお話をさせていただく機 会に恵まれます。最初の頃は、「他の業種の事業計画 なんて立てられるのかな?」という不安を抱いてお りましたが、そうでないことがわかりました。

経営者の方は何らかの事業計画を頭の中に持たれ ています。しかし頭の中にあることをうまく文章で 表現できなかったり、各々の根拠を説明したりする ことが苦手なだけなのです。あるいは、頭の中に事 業計画があるということさえ気づかれていないケー スや、あまりにも漠然としていて事業計画といえな いと思われているケースもあります。私はそれらを ヒアリングでお聞きして、経営者の方の頭の中にあっ て見えなかった事業計画を文章という形で見えるよ うお手伝いをしているのです。

ここで事業計画とは何かについて触れたいと思いだきます。ご精読ありがとうございました。 ます。当然ですが、事業計画とは事業の計画です。

3年後~5年後を見据えた中長期の事業の計画をい

たしかにビジネスは何が起こるかわからないた め、事業計画どおりにはなかなかいきません。しか し、だからといって何も計画を立てずに経営してい くことは、羅針盤を持たずに道のない海を勘だけで 進んでいく船と同じことで、危険です。船の航行で も、風や波などで進行方向が大きく変わる可能性は あるけれど、そうでなければこの大陸を目指そう、 という目的地はありますよね?ビジネスでも同じで 世界中で起きるすべての現象を予想して動くこ とはできませんが、現状のままであるならどうして いくのかを考えるために、毎年事業計画を見直し、 新たに事業計画を立てていく必要があるのです。

いかがでしょうか?少しでも多くの方に事業計画 の必要性を感じていただければ幸いです。次回は、

うことが多いように感じます。皆様の中には、事業 計画なんて補助金を申請したり、融資を受けたりし ない限り明確にする必要はない、とお考えの方もい らっしゃるかもしれません。

事業計画書に記載する内容についてお話させていた





国の制度だから安心

国が助成します。

手数料もかかりません。



社外積立だから 管理もラクラク 転職先でも引き継げる

「通算制度」があります。

●パートタイマーさんや家族従業員もご加入いただけます。

●他の退職金・企業年金制度等とのポータビリティも可能です。

詳しくはホームページを ご覧ください

中退共

検索

http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/



〒170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1 FAX (03) 5955-8211

より詳しいことは最寄りの愛知商工連盟協同組合にお問い合せください。

ら「類似商号」の既存の会社があるか?のチェック たような目的」の会社が、「同じ市区町村」にある 場合は、受理されないというものでした。

第5話「会社設立の類似商号」について

ので、いわゆる「類似商号」があったとしても登記 は受理されることとなりました。しかしながら、会 社法には「不正の目的をもって他の会社であると誤 認されるおそれのある商号を使用してはならない。」 という規定がありますし、「不正競争防止法」によ る制約もあります。

法務局の「類似商号」の判断として、「似たよう な商号」「似たような目的」「同じ市区町村」という

以前は、会社設立の登記申請をすると、法務局か 形式的な審査はされませんが、実質的に「類似商号」 であった場合には問題ないとは言えません。ですの がされました。具体的には、「似たような商号」で「似で、当方に設立登記をご依頼いただいた場合は、「同 じ市区町村 | 及び「同一県内での近隣市区町村 | で の「類似商号」調査をいたします。その結果をご報 新会社法では、類似商号の規制がなくなりました。告して上で、依頼者様の判断にて、手続をすすめて まいります。

> 当方では、電子定款認証による申請を行っており ますので、定款認証の印紙代実費、金4万円節約が

> お急ぎの場合も迅速に対応いたしますので、お気 軽にご相談ください。

> 次回は、会社の「定款」記載事項と「登記」すべ き事項についてお話します。

未来からの預かり物に対して、ここで我々がいい加減なことはできない /エルメス

 $\lceil 7 + 7 \rceil \rceil$ ルメス」「プジョー」「テトラパック」「イケア」「I・P モルガン」「カーギル」「ウォルマート」「コーニング」 「フィデリティ・インベストメント」「モトローラ」「エ ステー・ローダー | 「L・L ビーン | 「ゼニア | 「カンパリ | 「フェラガモ|「フルラ| ……

すべて知らなくても、巨大グローバル企業であること は、なんとなく分かると思う。だから正解はグローバ ル企業……では、問題にはならない。それでは南京豆 を落花生と言い換えているようなものだから。

答えは「同族企業」である。意外?と思われるだろうか。 同族企業というと、グローバル企業とは程遠くて、ど こかの小さな地方都市でドメスティックな事業をコツ コツと続けているイメージが強い。

しかしこの例に挙げたように著名なグローバル企業の 結構な数が同族企業である。あのトヨタも同族企業で ある(ごぞんじですね)。注目すべきは、こうした同族 企業はそうでない企業よりも収益性が高いということ である。

いささか古いが、2007年に甲南大学の倉科敏材教 授と帝国データバンクが行った分析では、東証1部2 部の企業の07年までの5期の平均利益率は、非同族企 業が4・5%なのに対して同族企業が5・7%と、1 ポイント以上上回っていた。

総資本に対する利益率=ROAについても、非同族企 業が1・0%に対し1・6%、株主資本に対する利益 いずれも圧倒している。

こうした傾向は欧米でも同じらしい。カナダのアルバー タ大学の研究所ダニー・ミラー、イザベル・ル・ブレ トン=ミラー氏らの研究では、1990年代初頭のア メリカの公開企業の上位800社のうち、同族企業は 利益率で33%、成長率で15%、業界平均より上回ると いうデータが載っている。

もちろん何をもって同族企業というのか、という問題 はある。長年同族企業について研究してきた日本経済 大学の後藤俊夫教授によれば「定義はいろいろだが、 創業者一族 (三親等以内) の影響下にある企業」という。 では影響とは何か。「発行株式における一族の比率とか 役員比率など」(後藤教授)らしい。

問題はなぜ同族企業は強いのかということだ。最大の 強みは、社員が「誰の派閥についたら出世が早いか」 といった権力闘争コストが小さく、長期視点に立った 経営に専念できるからだ。一見するとトップまで競争 原理を働かせる非同族企業のほうが、民主的で効率的 だと思われる。しかしながら過剰なまでの出世競争は、 企業に無駄なエネルギーやコストを発生させる。意思 決定も遅れがちだ

日本はバブル崩壊後の失われた10年20年の間に「株主・ 株価重視 | 「時価総額経営 | にシフトし、短期で利益を 上げる経営スタンスをとるようになったが、その構造 が充分追いついていない。かつて日本の経営では、短 期と言えば1年、中期が5年、長期が10年を指した。 それが近年は短期が四半期、中期が1年、長期が2~ 4年という認識に変わりつつある。

後藤教授が調査した同族企業からは、「短期10年、中 期30年、長期100年という話がよく聞かれた」とい う。こうした経営の立脚点は欧米でも同じだ。

あのエルメスでは、こう繰り返すという。 「われわれは過去の遺産を引き継いだからここにいるの ではない。未来のものを預かっているのだ。未来から の預かり物に対して、ここで我々がいい加減なことは できないしと。

後藤教授の定義に従えば日本の企業の 95%は同族企業 である。つまり日本の企業はその本来の経営の強みを 活かせばグローバル市場において、かなり優位に立て るはずなのだ。日本の経営者はもっと自信をもってい いと思う。 (佐藤さとる:BigLife21編集長)